

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 高松市郷東町 587 番地 18

氏 名 日本道路株式会社 四国支店

支店長 岩崎 秀紀

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 087-881-4141



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいの  
で、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	日本道路株式会社 香川アスコン 所長 藤田寛士
	住所又は所在地	香川県坂出市府中町前谷字深谷 704-2
	事業場の所在地	香川県坂出市府中町前谷字深谷 704-2
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	アスファルトガラ・コンクリートガラ
	種 類	がれき類
	性 状	固形状
	1年当たりの最大搬入量	6000t/年
	排出事業場	名 称
所 在 地		徳島県内の各道路舗装補修工事現場
当該排出事業場に 係る事業及び 排出工程の概要		ほ装工事業 道路の修繕工事の施工工程から排出されるアスファルト廃材 およびコンクリート廃材
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙のとおり
	住所又は所在地	別紙のとおり

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	大型ダンプトラック(10t)車を使用し、シート掛けを行い飛散防止を図り生活環境に支障が生じないように搬入する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	日本道路株式会社 四国支店 徳島出張所 中野龍一 TEL 088-672-6501
	搬入開始予定年月日	令和5年10月 日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	該当なし	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由	該当なし	
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

県外産廃収集運搬業者リスト (徳島県許可業者)

会社名	代表者名	所在地
株式会社古川	代表取締役 古川昌尚	香川県坂出市府中町710番地1
有限会社トーク運輸	代表取締役 藤村昭治	香川県坂出市加茂町423番地1
大同産業株式会社	代表取締役 野生須浩樹	香川県坂出市西庄町732番地1
有限会社西岡産業	代表取締役 西岡修	香川県三豊市豊中町上高野2695番地6
株式会社横田産業	代表取締役 横田幸美	香川県三豊市三野町大見甲1217番地
有限会社府中産業	代表取締役 丹波敏基	香川県坂出市築港町二丁目310番地126
有限会社三共企業体	代表取締役 岡 典司	徳島県三好市池田町州津藤ノ井377番地1
株式会社南建材	代表取締役 南 順治	徳島県美馬市美馬町字駅18番地1

排出事業場 名称 令和5年度徳島自動車道徳島高速道路事務所管内舗装補修工事  
搬出場所 徳島自動車道 井川池田IC～美馬IC間

→ 搬入ルート① 美馬IC → 国道438号(まんのう町内田交差点) → 県道17号(府中町前谷交差点) 香川アスコン  
22km 19km

→ 搬入ルート② 井川池田IC → 国道319号(まんのう町買田交差点) → 国道32号(綾川町陶交差点) → 県道17号(府中前谷交差点) 香川アスコン  
20km 16km 6km

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住所 高松市郷東町 587 番地 18  
 氏名 日本道路株式会社 四国支店  
 支店長 岩崎 秀紀

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 087-881-4141

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいの  
 で、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	日本道路株式会社 香川アスコン 所長 藤田寛士	
	住所又は所在地	香川県坂出市府中町前谷字深谷 704-2	
	事業場の所在地	香川県坂出市府中町前谷字深谷 704-2	
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無	
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	アスファルトガラ・コンクリートガラ	
	種類	がれき類	
	性状	固形状	
	1年当たりの最大搬入量	6000t/年	
	排出事業場	名称	令和5年度高松自動車道香川高速道路事務所管内舗装補修工事
所在地		徳島県内の各道路舗装補修工事現場	
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		ほ装工事業 道路の修繕工事の施工工程から排出されるアスファルト廃材 およびコンクリート廃材	
当該産業廃棄物を搬入する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙のとおり	
	住所又は所在地	別紙のとおり	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	大型ダンプトラック(10t)車を使用し、シート掛けを行い飛散防止を図り生活環境に支障が生じないように搬入する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	日本道路株式会社 四国支店 香川出張所 水澤力 TEL 087-882-0374
	搬入開始予定年月日	令和5年10月 日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	該当なし	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由	該当なし	
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

県外産廃収集運搬業者リスト (徳島県許可業者)

会社名	代表者名	所在地
株式会社古川	代表取締役 古川昌尚	香川県坂出市府中町710番地1
有限会社トーク運輸	代表取締役 藤村昭治	香川県坂出市加茂町423番地1
大同産業株式会社	代表取締役 野生須浩樹	香川県坂出市西庄町732番地1
有限会社西岡産業	代表取締役 西岡修	香川県三豊市豊中町上高野2695番地6
株式会社横田産業	代表取締役 横田幸美	香川県三豊市三野町大見甲1217番地
有限会社府中産業	代表取締役 丹波敏基	香川県坂出市築港町二丁目310番地126
有限会社三共企業体	代表取締役 岡 典司	徳島県三好市池田町州津藤ノ井377番地1
株式会社南建材	代表取締役 南 順治	徳島県美馬市美馬町字駅18番地1

排出事業場 名称 令和5年度高松自動車道香川高速道路事務所管内舗装補修工事  
搬出場所 徳島自動車道 井川池田IC～美馬IC間

→ 搬入ルート① 川之江東JCT → 川之江JCT 経由 坂出IC → 国道11号(前谷東交差点) 香川アスコン  
47km 12km

→ 搬入ルート② 井川池田IC → 国道319号(まんのう町買田交差点) → 国道32号(綾川町陶交差点) → 県道17号(府中前谷交差点) 香川アスコン  
20km 16km 6km



(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住所 高松市郷東町 587 番地 18  
 氏名 日本道路株式会社 四国支店  
 支店長 岩崎 秀紀

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 087-881-4141



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいの  
 で、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	日本道路株式会社 香川アスコン 所長 藤田寛士
	住所又は所在地	香川県坂出市府中町前谷字深谷 704-2
	事業場の所在地	香川県坂出市府中町前谷字深谷 704-2
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	アスファルトガラ・コンクリートガラ
	種類	がれき類
	性状	固形状
	1年当たりの最大搬入量	6000t/年
	排出事業場	名称
所在地		愛媛県内の各道路舗装補修工事現場
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		ほ装工事業 道路の修繕工事の施工工程から排出されるアスファルト廃材 およびコンクリート廃材
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙のとおり
	住所又は所在地	別紙のとおり

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	大型ダンプトラック(10t)車を使用し、シート掛けを行い飛散防止を図り生活環境に支障が生じないように搬入する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	日本道路株式会社 四国支店 香川出張所 水澤力 TEL 087-882-0374
	搬入開始予定年月日	令和5年10月 日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	該当なし	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由	該当なし	
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

県外産廃収集運搬業者リスト (愛媛県許可業者)

会社名	代表者名	所在地
株式会社古川	代表取締役 古川昌尚	香川県坂出市府中町710番地1
有限会社トーク運輸	代表取締役 藤村昭治	香川県坂出市加茂町423番地1
大同産業株式会社	代表取締役 野生須浩樹	香川県坂出市西庄町732番地1
有限会社西岡産業	代表取締役 西岡修	香川県三豊市豊中町上高野2695番地6
株式会社横田産業	代表取締役 横田幸美	香川県三豊市三野町大見甲1217番地
有限会社府中産業	代表取締役 丹波敏基	香川県坂出市築港町二丁目310番地126
有限会社三共企業体	代表取締役 岡典司	徳島県三好市池田町州津藤ノ井377番地1
株式会社大建	代表取締役 大平勝博	香川県観音寺市大野原町大野原3422番地1
株式会社富田企画	代表取締役 富田庄一	香川県三豊市仁尾町仁尾戊1018番地1

排出事業場 名称 令和5年度高松自動車道香川高速道路事務所管内舗装補修工事

搬出場所① 高松自動車道 鳥越トンネル～川之江JCT

搬出場所② 松山自動車道 川之江JCT～三島川之江IC

搬出場所③ 高知自動車道 川之江JCT～川之江東JCT～新宮IC

→ 搬入ルート 三島川之江IC → 川之江JCT → 坂出IC → 国道11号(前谷東交差点) 香川アスコ  
3km 44km 12km

新宮IC → 川之江JCT → 坂出IC → 国道11号(前谷東交差点) 香川アスコ